⑶　Subject matter of the contract : construction works of Tsuruga drainage pump station, Nakatsuyama agriculture irrigation project

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 11 : 30 A.M., 13 April, 2016

⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 9 : 30 A.M., 23 May, 2016, in case of submission by document : 9 : 30 A.M., 23 May, 2016, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M., 20 May, 2016

⑹　Contact point for tender documentation : Junichi Sato Contract Section, Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aoba-ku Sendai city Miyagi Prefecture 980―0014, Japan. TEL 022―263―1111 ex. 4032

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 3 月 18 日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　山田　邦博

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　日高豊岡南道路上石トンネル工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所

（自）兵庫県豊岡市日高町竹貫地先

（至）兵庫県豊岡市上佐野地先

⑷　工事内容　工事延長　L＝1,276m　道路トンネル（ＮＡＴＭ）（２車線）L＝1,231m（代表内空断面積　78㎡）（大断面区間L＝145m、内空断面積　96㎡から185㎡）、坑門工２基、排水構造物工１式、仮設工１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成31年２月28日まで。

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート　24,000㎥、鋼材　1,200ｔ

⑺　本工事は、一次審査の評価点合計が上位の者を指名し、技術提案により二次審査を行う段階選抜方式の試行工事である。

⑻　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一次審査に関する資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑿　本工事は、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意する「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

単価等の合意にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によるものとするが、協議開始の日から14日以内に単価個別合意方式による協議が整わない場合は、単価を包括的に合意する方式である「単価包括合意方式」によるものとする。

なお、総価契約単価合意方式の実施の詳細については、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒀　本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を、通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

⒁　本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算し、見積り価格の算出に係る、当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。なお、契約締結後において、率計上の対象工種については、協議を行い、変更対応を行うものである。

⒂　本工事は、平成28年度予算が成立し、かつ、予算示達がなされることを条件とするものであり、予算成立等の事情により、本工事の入札期限、開札日時を変更する場合や取りやめる場合がある。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月18日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「日高豊岡南道路上石トンネル工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(a)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(b)　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(c)　近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(b)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

(d)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(b)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(e)　単体有資格業者、特定ＪＶのすべての構成員及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）の構成員のうちの１社は、平成12年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記(ｱ)の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

(ｱ)　道路トンネル（ＮＡＴＭ工法による。）で、トンネル代表内空断面積（覆工後の内空断面積）が70㎡以上、かつ、同一トンネルにおいて施工延長1,100ｍ以上であること。

なお、同一トンネルであれば、２契約以上の工事でも可。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成12年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員もそれぞれ平成12年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。